昭和36年11月9日 石川県警察本部訓令第11号

改正 昭和63年7月1日警察本部訓令第5号 平成17年2月1日警察本部訓令第3号 平成17年10月18日警察本部訓令第27号 平成18年12月4日警察本部訓令第23号 平成26年3月31日警察本部訓令第12号 平成28年12月1日警察本部訓令第26号

保護取扱規程を次のように定める。

保護取扱規程

第1章 総則

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。以下本則において「警職法」という。)第3条、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号。以下本則において「酩酊者規制法」という。)第3条の規定に基づく保護(以下「保護」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の取り扱いに関し必要な細部事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、自ら発見し、又は届出された者が保護を要する者であるかど うかを適確に判断するとともに、保護が警察に課せられた重要な責務であるこ とを自覚し、その保護にあたつては、誠意をもつて個人の基本的人権を侵害す ることのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

- 第3条 警察署長(以下「署長」という。)は、保護について全般の指揮監督にあたり、その責に任ずるものとする。
- 2 警察署の保護を主管する課又は係の長(以下「保護主任者」という。)は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者(以下「家族等」という。)への引渡、関係機関への引継等保護の全般について、直接その責に任ずる。
- 3 保護主任者が退庁した場合又は不在の場合は、当直主任者又は署長の指定した者が、保護主任者に代わつてその職務を行なうものとする。

第2章 保護

(保護の着手)

- 第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出された者が保護を要する者であると認めた場合においては、取りあえず必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置をとつた場合において、その者の家族等への手配等の措置を必要 と認めるときは、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならな い。

(保護の場所についての指示等)

- 第5条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、保護された者(以下「被保護者」という。)の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等、保護のため必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院又は保護室
 - (2) 泥酔者又は酩酊者 保護室
 - (3) 迷い子

交番又は駐在所(最寄りに保護室がある場合又は家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあつては、保護室)

(4) 病人又は負傷者

最寄りの病院その他の医療施設(病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあつては、保護室)

- (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室
- 2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、人目に立たないようにする等被保護者の不利とならないように配意すること。

(被保護者の住所等の確認等)

第6条 被保護者を家族等に通知して、その引取方について必要な手配をしようとするにあたり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であつて、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、保護主任者は、第5条第1項の保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることを

妨げないものとする。

(事故の防止)

第7条 警察官は、保護にあたつては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己 又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意し なければならない。

(危害防止の措置)

- 第8条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため、他に方法がないと認められるときは、警察官は真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることを妨げないものとする。この場合においては、緊急を要する事態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けるものとする。
- 2 前項の手段を行使するにあたつて、他に適切な方法がないと認められるとき は、警察官が保護具、手錠その他の行動を抑止する用具を使用することを妨げ ないものとする。
- 3 警察官は、前項の規定により被保護者の行動を抑止する用具を使用する場合は、保護主任者の指揮を受けなければならない。ただし、緊急を要する状態にあって保護主任者の指揮を受けるいとまのないときは、当該用具を使用した後速やかに、その状況を保護主任者に報告しなければならない。

(危険物等の保管)

- 第9条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの(以下「危険物」という。)を所持している場合において、第7条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、その危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行わなければならない。
- 2 前項の措置をとる場合においては、被保護者に所持させておいては、紛失し、 又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、同項 の規定に準じて、つとめて保管するようにするものとする。
- 3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において、立会人を置いて行うものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、その品名、数量及び保管者をその被保護者に係る保護カードに記載して、その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されている物を除き、被保護者

を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、その引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては、その関係機関に引き継ぐものとする。

(保護室における危害防止の特別措置)

第10条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室で保護する場合において、その被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、警察官は、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないようにかけがね等を使用することを妨げないものとする。

(異常を発見した場合の措置)

- 第11条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第 1項の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危 害を及ぼすおそれがあると認められる場合であるときは、署長は、これを発見 してなお保護を要する状態にあるかどうかを確認する措置をとるものとする。 警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合 であつて、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態 にあると認められるときも、同様とする。
- 3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他重大な事故があつた場合であるときは、署長はその状況を直ちに警察本部長に報告するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にもあわせて通知するものとする。

(被保護者の家族等に対する引渡及び解除)

第12条 保護主任者は警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項 に該当する被保護者の住所又は居所及び氏名が判明した場合は、すみやかにそ の被保護者を家族等に引渡し、引受人のない場合であつても保護の必要がなく なつたと認めるに至つたときは、直ちにその保護を解かなければならない。

(関係機関への事件の引継)

- 第13条 保護主任者は、被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上速やかに次の各号の定めるところにより、措置しなければならない。
 - (1) 被保護者が病人又は負傷者等である場合には、生活保護法(昭和25年法律 第144号)第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関であ る知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。

(2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前2号に掲げる場合に あつても、同法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して 引き継ぐこと。

第3章 保護室

(保護室の設置)

- 第14条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。
- 2 署長は、保護室の整備、保健衛生について、維持管理の適正を期するものと する。
- 3 被保護者を保護室に収容した場合には、保護主任者は、被保護者の数、状況 等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して、保護にあたらせるものとする。 (保護室の構造設備等の基準)
- 第15条 保護室の設置にあたつては、次の各号に定める基準によるものとする。
 - (1) 留置施設と別個に設けること。
 - (2) 一室の面積はおおむね、7.5平方メートル以上とすること。
 - (3) 道路その他外部から見とおすことができない構造とすること。
 - (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。
 - (5) 扉、窓、その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとすること。
- 2 警察署には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。 (保護室に関する特例措置)
- 第16条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに 適当と認められる施設を保護室に代用することができる。

第4章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第17条 署長が被保護者を24時間をこえて引き続き保護する必要があると認める場合における警職法第3条第3項ただし書きによる許可状の請求は、別記様式第1により、行なうものとする。

(簡易裁判所への通知)

第18条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜から土曜日までの間における事件について、別記様式第2により署長が行なうものとする。

(保健所長への通報等)

第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第23 条の規定により、被保護者が精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及 ぼすおそれがあると認められたときは、直ちに、その旨を最寄りの保健所長を 経て都道府県知事に通報しなければならない。

- 2 被保護者が酩酊者規制法第7条の規定により、被保護者がアルコールの慢性 中毒者又はその疑いのある者であると認められたときは、速やかに、最寄りの 保健所長に通報しなければならない。
- 3 前2項の規定による保健所長への通報は、別記様式第3により署長が行うものとする。

第5章 雑則

(保護カード)

- 第20条 保護主任者は、被保護者について、おおむね次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第4の保護カードを作成し、保護の内容を明らかにしておくものとする。
 - (1) 被保護者の氏名、年齢、住所又は居所
 - (2) 保護に着手した日時及び場所並びに理由
 - (3) 保護の場所、時間、給与その他保護の状況
 - (4) 保管物品の授受に関する状況
 - (5) 保護した時における外形から識別できる身体又は被服類の損傷の状況
 - (6) 引き渡し又は引継ぎの状況

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

- 第21条 保護主任者は、被保護者が少年であつて少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第5号の非行少年又は同条第6号の不良行為少年であることが明らかとなつた場合においては、少年係に連絡の上、同規則に定めるところにより、補導等の措置を行うものとする。
- 2 署長は、被保護者が保護者に監護させることが不適当と認められる児童であることが明らかとなった場合においては、児童福祉法第25条の規定により、 福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。
- 3 署長は、被保護者が売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項の要保護女子であることが明らかとなつた場合においては、その被保護者が少年であって、第13条第3号又は前2項の規定により関係機関に送致し、又は通告措置をとった場合を除き、もよりの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配意するものとする。

(被保護者と犯罪の捜査等)

第22条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則第2条第3号 の触法少年若しくは同条第4号のぐ犯少年であることが判明するにいたつた場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠保全上真

にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取り調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかになつた場合においても同様とする。

(児童の一時保護)

- 第23条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。
 - (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
 - (2) 少年法(昭和23年法律第168号)第13条第2項(同法第26条第5項において 準用する場合を含む。)の規定により同行状を執行する場合
 - (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
 - (4) 少年院法(平成26年法律第58号)第89条第2項及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第78条第2項の規定により、少年院又は少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合
 - (5) 更生保護法(平成19年法律第88号)第63条第6項の規定により、引致状による引致を行う場合
 - (6) 売春防止法第22条第3項(同法第27条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、収容状を執行する場合
 - (7) 婦人補導院法(昭和33年法律第17号)第16条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合
- 2 前項の場合においては、第3条、第7条から第11条まで、第14条第3項、第 16条及び第20条の規定を準用するものとする。

附則

- 1 この訓令は、昭和36年11月20日から施行する。
- 2 保護者取扱規程(昭和27年国家地方警察石川県本部訓令第2号)は廃止する。附 則(昭和63年7月1日警察本部訓令第5号)
 - この訓令は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成17年2月1日警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成17年10月18日警察本部訓令第27号)

この訓令は、平成17年10月18日から施行する。

附 則(平成18年12月4日警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成18年12月23日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年12月1日警察本部訓令第26号) この訓令は、平成28年12月1日から施行する。